

<公の施設関係>平成17年度～平成21年度の目標及び平成17年度～平成21年度の実績(22年4月1日も含む)

(施設の種別)④文教施設

団体名	平成16年度末時点における 公の施設の管理運営状況					平成22年4月1日時点における 公の施設の管理運営状況					平成17年度～平成21年度の目標	平成17年度～平成21年度の実績
	指定管理者		管理委託		計	指定管理者		業務委託		計		
	※以外	※	※以外	※		※以外	※	※以外	※			
福井市		8	97	7	105	5	0	102	4	107	平成19年度までに 地域交流プラザに指定管理者制度を導入	平成18年度 フェニックス・プラザ等4施設に指定管理者制度を導入 平成19年度 地域交流プラザ(新規施設)に指定管理者制度を導入 平成20年度 青年の家を廃止 平成21年度 水仙ミュージアムを廃止
敦賀市			6	13	19			6	13	19		
小浜市		1		39	40			1	38	39	通学区域の見直しや学校統合による学校規模の適正化を図る 図書館、文化会館について指定管理者の導入を検討	平成19年度末 下根来小学校を遠敷小学校に統合し廃校
大野市		2	27	1	24	1	27	23		24		平成17年度 - 平成18年度 多田記念大野有終会館等28施設に指定管理者制度を導入
勝山市	0	0	1	0	14	0		0	1	14	(平成19年度) 文教2施設(ふるさと森林館、区民会館)について譲渡を検討	(平成19年度) 文教1施設(区民会館)について譲渡を検討

鯖江市		1	5	1	17	19	5	7	5	0	0	13	20	平成18年度 榑陽会館等9施設について指定管理者制度を導入 平成19年度 夢みらい館・さばえについて指定管理者制度を導入 平成20年度 環境教育支援センター(新規)について指定管理者制度を導入 平成21年度 直営施設について指定管理者制度の導入を検討・実施	平成18年度 榑陽会館等9施設について指定管理者制度を導入 平成19年度 夢みらい館・さばえについて指定管理者制度を導入 平成20年度 環境教育支援センターについて指定管理者制度を導入
あわら市	1				24	25	0	1	0			17	18	H19年度から公民館の管理について、順次指定管理者制度を導入(12施設) H21年度までに観光会館について指定管理者制度の導入を検討	平成20年度 南部集会所を用途廃止 船坂農村環境改善センター、朝岳農村環境改善センター、国際交流センター、坪江コミュニティセンター、朝岳コミュニティセンター、蓮如の里会館(6施設)を既存施設に統合
越前市	2	3	0		29	34	1	18	0	0		16	16	平成18年度 ハツ杉森林学習センター指定管理者の導入 平成21年度 文化センターの指定管理者の更新	H17.4.1 家久農村婦人の家、帆山農家高齢者創作館の指定管理者運営 H18.4.1 ハツ杉森林学習センターの指定管理者運営 H19.4.1 いまだて芸術館、ふるさとギャラリー分館「石まらく」、和紙の里コミュニティ広場の指定管理者運営
坂井市		14	46	11		71	0	9	0	46		16	71	20年度までに、みくに文化未来館、旧森田銀行、ハートピア春江、旧岸名家、三国漢町家館、丸岡城、観ヶ城公園事務所、丸岡歴史民俗資料館、たけくらべ広場について指定管理者制度を導入 21年度までに、地域交流会館(7施設)、集会場(2施設)の地元移譲	平成18年度 みくに文化未来館、旧森田銀行、ハートピア春江、旧岸名家、丸岡城、観ヶ城公園事務所、丸岡歴史民俗資料館に指定管理者を導入(非公募) 平成19年度 みくに文化未来館、旧森田銀行、ハートピア春江、旧岸名家、三国漢町家館、観ヶ城公園事務所、丸岡城、丸岡歴史民俗資料館、たけくらべ広場に指定管理者制度を導入(公募) 平成21年度 地域交流会館(城北地区ふれあい会館、西瓜屋ふれあい会館、表兜の米研修会館)及び 集会場(北部集会場)の4施設を地元地域団体へ譲渡
永平寺町				20		20	0					20	20	平成19年度 指定管理者制度導入の方向で調整する施設が1、さらに検討する施設が4、直営とする施設が14と区分し、今後具体的な取り組みに入る。 平成20年度 平成20年9月策定の永平寺町指定管理者制度導入の基本方針にて、制度導入予定施設を1施設、検討施設を5施設、制度を導入しない直営とする施設を14施設とする。	
池田町			2		6	6	9		2			6	7	平成18年度までに冠山青少年旅行村、内水面知識普及教育施設指定管理者導入	平成18年度 冠山青少年旅行村等2施設に指定管理者導入 平成19年度 いけた保養所・池田幼稚園統合し認定こども園開設 平成20年度 ざこめの館指定管理者再指定 平成21年度 ざこめの館指定管理者再指定

南越前町							10	10	10	10	1	0				10	9	10	10	平成17年度 今庄青少年センターについて指定管理者制度を導入	平成17年度 今庄青少年センターについて指定管理者制度を導入 平成19年度 — 平成20年度 — 平成21年度 —	
越前町	1	12					15	11	8	12	35	3	11	0	0	15	13	5	16	31	平成20年度 越前陶芸村文化交流会館に指定管理者制度を導入(H21.4.1) 平成21年度 朝日郷土資料館を廃止 織田農村環境改善センター「サライズ織田」に指定管理者制度を導入(H22.4.1)	
美浜町							6	6	0							6	6	0	平成21年度までにすべての施設についてあり方を検討	突績なし		
高浜町							16	16	0							16	16	0				
おおい町			1				12	6	7	12	1	12				5	1	5	1	平成17年度 (一)滴文庫等2施設に指定管理者制度を導入 (岩の鼻遺跡館)管理人を廃止 平成18年度 (コミュニティ拠点施設)等11施設に指定管理者制度を導入 平成19年度 なし 平成20年度 なし 平成21年度 一滴文庫他1施設と再協定を締結		
若狭町	0	0	0	0	1	2	31	4	32	6	0	0	1	2	32	5	33	7	平成21年度までに 1 音楽ホール等「バリア若狭」生きがい施設(ホール、ギャラリー)について管理・運営の方法を検討する。 2 小中学校の給食方式を検討する。	平成18年度において、上中中学校の給食をセンター方式に移行した。		

1 指定管理者数と債務負担行為設定施設数が一致しない場合は下欄もご記入ください。

(備考)

1. 「文教施設」…県・市・区・町・村民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家 など
 2. 「平成16年度末時点における公の施設の管理運営状況」欄は、集中改革プラン取組状況調査の数値を記入ください。
 3. 平成17年4月1日以降、平成22年4月1日までの間に新規施設を供用開始している場合は、「平成17年度～平成21年度の実績」における施設数の後に(うち新規〇施設)と記入してください。
 4. 「※」欄については、管理者が常駐する形態をとっていないような小規模な集会所に係る施設の数を入力してください。「※以外」欄には、「※」欄に該当するもの以外の施設の数を入力してください。
 5. 「団体名」欄には、都道府県名又は政令指定都市名を記載してください。
 6. 17年度以降合併団体は、「平成16年度末時点における公の施設の管理運営状況」欄には、16年度末で合併したものとみなし、構成市町村の施設数も含めた数値を記入ください。
 7. 条例において複合施設として定められており、当該複合施設が、公の施設である複数の施設により構成されている場合は、構成されている施設数を計上してください。
(条例において〇〇複合施設として定められており、△△施設、□□施設及び××施設で構成されている場合、公の施設数は3施設で計上してください。〇〇複合施設が同一の指定管理者で管理されている場合であっても、別々の施設として記載してください。)
- 注) 指定管理者のうち、平成22年4月1日時点における債務負担行為設定施設数を記入してください。